

「共同親権」を定めた改正民法をきっかけに子どもの人権を保障する制度を求める要望書

三原じゅん子内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助) 様

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 内田亜希子(埼玉県八潮市議会議員)

共同代表 武井多佳子(愛媛県議会議員)

事務局 池沢みちよ(千葉県船橋市議会議員)

2024年5月17日、離婚後の「共同親権」が導入された改正民法が成立しました。弁護士をはじめ医療、教育、福祉関係者や、離婚に悩む当事者に不安と疑問を残したままの船出となりました。

日本では離婚後は両親どちらかが親権を持つ「単独親権」が採用されてきました。これに「共同親権」が選択肢に加わったのですが、「単独親権」を選ぶことも可能です。

では、なぜこの改正が問題なのでしょうか。

それは、DV家庭に大きな影響を与えるからです。対等な話し合いが極めて困難なDV家庭では、今後、「共同親権」の名のもとに離婚をあきらめたり、相手の言うままで認めてしまったりするケースが出てくるでしょう。話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にゆだねるとされていますが、ただできえ家庭裁判所の数も人員も少なく、急迫の事情を抱えるDV家庭に、迅速かつ十分な助けになるとは考えられません。

何より問題なのは「子ども」の権利の尊重です。

日本では歴史的に親権が強く、子どもが権利の主体であるという考えは残念ながら定着していません。法的にも、これまでの民法の親権の定義によると、監護・教育権、居所指定権、懲戒権、職業許可権など子どもの権利にかかわる事柄でも、その権利は親にありました。一人の人間としての子どもの権利は守られてこなかったのです。

かすかな変化のきざしが見えたのは、日本政府が1994年「子どもの権利条約」を批准した後です。

今回、とくに重要だと考えられる条文は、子どもの意見表明権を掲げる第12条です。

「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」(第12条第1項)、「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」(同第2項)

この条文は、子どもたちは、自分にかかわる事柄(親の離婚など)について意見を述べ、その決定に参加することができると定めています。しかし、子どもたちが同条約や内容についてよく知らなければ、声を上げることなどできませんし、こうした権利を学びあい奨励するような学校教育がなければ、自分の思いを外に出して言える力はつきません。言うまでもなく、その主たる責務は日本政府にあります。

日本政府は、国連「子どもの権利委員会」から、日本がとるべき措置について多岐にわたって何度も指摘・勧告されてきました。その流れで、2023年「子ども基本法」が制定されましたが、法律を周知、普及、推進していく、政府から独立した強力な公的推進機関がないため、画餅に帰しているといわざるをえません。

今日、私たちは、北欧の「子どもオンブズパーソン」、とりわけデンマークの子どもオンブズマン、The National Council for Children（全国子ども審議会）などについて学びました。これらの機関は、国の予算によって運営されていますが、政府から独立した公的機関です。子どもに関わる法案の起草プロセスに加わることはもとより、子どもに影響を及ぼす決定には、子どもを関与させ、相談しなければならないとする「子どもの権利条約」第12条に基づいて、実際に子どもの声を聞き反映させようとしています。また、議会、政府、企業・学校など関係者に対して必要な勧告をするなど、子どもの権利と福祉の擁護に日々務めています。

改正民法には多くの付帯決議がついています。

この改正法の施行となる2026年までに、付帯決議を早急に検討し、「子どもの権利条約」の精神にそつて、親の離婚に際しては、子どもが自らの意見を述べたり、反対したり賛成したりできる権利を明文化すべきです。また、離婚に限らず、子どもの人生すべてにわたって、子どもの人権が尊重され、自己決定ができる環境の構築に向かって、北欧の「子どもオンブズパーソン」のような政府から独立した公的組織の実現に向けての検討を切に望みます。

2024年11月20日

35年前国連総会で子どもの権利条約が採択された記念すべき日に
全国フェミニスト議員連盟 国際フォーラム参加者一同